

●こんなことがあったら…

親である自分が
入院すること
になってしまった…

こども一人で一晩
おいておくことが
できない…

そんな「もしも」の時に、
短期間の宿泊が
できる制度が

急に泊まりで
出張に行くこと
になってしまった！

ひとりで
子育てしていて、
疲れてしまった…

少しこどもと離れて
ゆっくりしたい…



**子育て短期
支援事業**です

もしもこんな時、身近に助けしてくれる人がいなかったら、
どうすれば良いのだろう…

①どんな人が使えるの？



菊川市に住所のある

- ①18歳未満の
こどもさん
- ②18歳未満の
こどもさんと
その保護者

②どこに宿泊するの？

市が委託する児童養護施設に
宿泊します。



24時間・356日の体制で
安全・安心な生活支援に
適した場所となります

③どんな時に使えるの？

①保護者の病気など



②仕事の出張など



身体的事由

社会的事由

家庭養育上の事由

精神的事由

④保護者の親の看護など



③育児疲れなど



上の4つだけではありません。その他の理由でも使える場合があります。

④その他に決まりはあるの？

⑤使いたい時はどうすれば良いの？



連続の利用日数は、
1回の申請につき、
7日までです

所得状況に
応じて利用料が
変わります



プラザけやきにある
子育て応援課こども相談係へ
お問い合わせください